

3 Rイニシアティブ閣僚会合（2005年4月28日～30日） 議長総括（仮訳）

はじめに

1. 2004年6月のG8シーアイランドサミットで合意された3 Rイニシアティブを公式に開始することを目的に、3 Rイニシアティブ閣僚会合が2005年4月28日から30日にかけて東京で開催された。この会合には、20ヶ国（ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インドネシア、イタリア、日本、マレーシア、メキシコ、フィリピン、韓国、ロシア、シンガポール、南アフリカ共和国、タイ、英国、米国、ベトナム、欧州委員会）および4国際機関（UNEP、OECD、バーゼル条約事務局、アラブ連盟）が参加した。
2. 本閣僚会合では、国内における3 R政策の推進、製品および原料の国際流通に対する障壁の低減、先進国と開発途上国との協力、関係者間の協力の奨励、3 Rに適した科学技術の推進という5つの課題について議論を行った。
3. 参加者は、アジェンダ21に対する各国・機関の確約と持続可能な開発に関する世界首脳会議におけるヨハネスブルグ・サミット実施計画の履行の重要性を繰り返し述べた。

課題：3 Rの推進

4. 21世紀において先進国・開発途上国ともに持続可能な生産消費パターンが確立された社会を実現するためには、「もったいない」精神を世界に広める3 Rの推進が鍵となることについて、認識が共有された。
5. 環境への悪影響を経済成長から切り離し、持続可能でない生産消費パターンを持続可能なものへ変革するための10年計画の一環として、3 R推進ビジョンや戦略を幅広い利害関係者の参加を得て策定し、パートナーシップを構築しつつ、世界各国が様々な取組を進めることが推奨された。
6. 3 Rを通じて持続可能な生産・消費パターンを確立するために、行政による計画的なアプローチ、明確な法的枠組み、関係者間のパートナーシップの構築、環境負荷の少ない製品の市場拡大、意識の向上、技術開発、キャパシティビルディング、インフラの整備が重要であることが確認された。
7. 「3 R優良取組事例集（本閣僚会合のために作成された「3 Rポートフォリオ）」が各国・機関における3 Rの推進に役立つことを認識し、各国・機関における3 Rの取組についての情報の収集を、地域レベル・世界レベルで進めることが有益であることが合意された。

課題：製品及び原料の国際流通に対する障壁の低減

8. 再生利用・再生産に関し、2つの重要な課題が確認された。すなわち資源の有効利用と環境汚染の防止である。資源の最大限の有効利用と環境汚染の最小化は最も重要な課題であることが確認された。
9. 適切な仕組みが備わった場合には、(1)再生利用・再生産のための物品・原料、及び(2)再生利用・再生産された製品の国際流通は、資源の有効利用および環境汚染防止に貢献することが指摘された。このことは持続可能な生産・消費に資するものであり、環境の保全のみならず経済の発展・雇用の創出にも影響

を与えることができる。

10. 再生利用・再生産のための物品・原料や再生利用・再生産された製品の国際流通に関する障壁、すなわちこれらの物品に係る高い税率や非関税障壁があることが指摘された。物品・原料が無駄にならないよう、市場が物品・原料に対して開かれたものであるべきこと、及び3 Rイニシアティブによって促されるべき良い機会であることが指摘された。
11. 再生利用・再生産された製品の国際流通が世界の各地域で進行しているという事実を踏まえ、これらの障壁を低減することが、国境を越えた新製品と再生利用・再生産された製品の公平な競争条件の確保に役立つ。二国間及び地域自由貿易協定における再生利用・再生産された製品に対する国際的な障壁の低減への取組も指摘された。こうした努力は関係各国間における信頼の醸成に寄与し、様々な地域環境及び環境条件に適した優良な取組を促進すると期待され、これに基づいてさらに建設的な議論が生じるであろう。
12. 現在、世界貿易機関（WTO）ドーハ・マンデートで検討されている環境関連物品とサービスのリストの作成は、環境と経済の双方にとってウィン・ウィン（win-win）の機会を提供することが指摘された。
13. 参加者は、バーゼル条約及び有害化学物質等の輸出入の事前同意手続に関するロッテルダム条約に基づく義務の完全遵守の重要性を確認した。
14. 参加者は、寄贈の形をとるなどして行われている、開発途上国への廃棄物及び有効期限が切れる直前の製品の越境移動に関して様々な懸念を指摘した。
15. 参加者は、再生資源と廃棄物を区別するため、先進国と開発途上国間及び二国間における経験の共有の必要性のほか、判断基準とその能力の必要性を認識した。
16. 多くの国にとって、廃棄物は発生した国において最小化することが最優先であることが指摘された。廃棄物の越境移動は、受入国において安全・適切に利用され、適正に処分される場合に限り実施しうるとの見解があった。
17. 再生利用が可能な物品・原料の輸入については、受け入れ国が十分な廃棄物管理能力を有していない場合に環境への悪影響が生じる可能性があることが指摘された。これに関して、地域的なアプローチや協力の必要性、さらに開発途上国における能力向上と適切な再生利用または処理施設の設置の必要性が指摘された。
18. 参加者は、より厳しい国内規制の策定を含んだ開発途上国における3 R及び廃棄物の適正処理の能力向上が必要であることを指摘した。
19. 参加者は、再生資源や廃棄物の越境移動と、その適正処理の監視に関する国際協力を強化する必要があることを強調した。さらに、地域及び地球規模で情報交換や優良取組の情報共有を行うことが重要である。

20. 廃棄物の不法輸出入を阻止するため、執行当局、すなわち港湾局、税関、政府環境当局の間の相互の密接な協力が必要であることが合意された。参加者は、この観点から廃棄物の不法輸出入防止のためのネットワークをアジアにおいて構築することを歓迎した。

課題：先進国と開発途上国との協力

21. 参加者は、各国が地球規模の共通の課題、すなわち廃棄物の増加及び廃棄物の持続可能でない管理に直面している事実を強調した。各国は資源効率の向上及び廃棄物に起因した環境汚染の防止に取り組む必要がある。
22. 先進国・開発途上国間の国際協力は、(1)成功事例と失敗事例に関する経験の共有、(2)廃棄物及び使用済みの資源の地球規模・地域規模の循環に関する研究を始めとする共同研究、(3)キャパシティビルディングの実施から始まる。先進国及び国際機関は、開発途上国が直面する課題を十分考慮しつつ、開発途上国における3Rの推進を支援する必要がある。これに関連して、既存の、あるいは新規の様々なイニシアティブを通じた優良事例の蓄積・普及が歓迎された。研究に関しては、物質フロー分析に代表されるOECDのイニシアティブのほか、東アジア地域における3R研究ネットワークが提案され、歓迎された。
23. キャパシティビルディングに関しては、地球レベルで適用可能な統一的なアプローチは存在しないことを考慮し、課題別・国別のアプローチが特に奨励された。キャパシティビルディングのための優先分野としては、(1)法的枠組みの構築及び実施、(2)国家戦略の策定、(3)先進国及び開発途上国における優良事例の共有がある。技術移転を地域センターを通じて実施することが効果的であるとの示唆がなされた。
24. ミレニアム開発目標(MDGs)は、3Rの取組を推進する基礎となるべきである。特に3Rイニシアティブは、雇用の創出、エネルギーを含む資源のより効率的な利用の促進を通じて、貧困の撲滅、開発及び健康問題と明確に結びつくべきである。
25. 3Rの推進は、気候変動問題にも寄与しうる。本閣僚会合の成果は2005年7月のイギリス・グレンイーグルズで行われるG8サミットの準備や、持続可能な消費生産に関する国連マラケシュプロセスに報告されるべきである。
26. 3Rイニシアティブ推進の主要な手段には、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約)、地球環境ファシリティ(GEF)及びクリーン開発メカニズム(CDM)などのイニシアティブに代表される、多国間環境協定(MEAs)を含む。
27. 地域レベルでの協力の重要性が強調されるべきである。南南協力は特に効果的と考えられる。地方政府、都市間協力が重要視されるべきである。地域レベルの協力には開発途上国間における廃棄物の越境移動の監視も含まれるべきである。
28. 3Rの取組をより経済効率的に促進するためには、経済的手法やその他のインセンティブをもっと重視すべきである。3R推進のために、製品の環境配慮設計が重要であり、同様の意識を有する諸国は製品

の環境配慮設計をさらに開発するための共通の優先事項とその機会についての情報の共有と理解の醸成のために、国際的な協力をを行うよう要請される。

29. 3 R イニシアティブをフォローアップする高級事務レベル会合を開催するという日本の提案が歓迎され、支持された。

課題：関係者間の協力

30. 参加者は、中央政府、地方政府、民間部門、学識者、非政府機関、地域社会などの利害関係者が、各々の基本的な役割を踏まえた上でパートナーシップを構築することが、3 R と廃棄物の適正処理を推進する上で最も重要であることにつき合意した。そのためには利害関係者間での情報の共有化と環境教育等を通じた意識の向上が必要である。環境に適正な再生利用・管理を促進するために、各国・地域・地球レベルにおいて、パートナーシップに基づく活動を推進することが必要である。
31. 参加者は、(1)中央政府の役割として3 R イニシアティブのための幅広い政策目標の設定、3 R 関連施策の推進、基盤整備、グリーン購入などの様々なイニシアティブの推進、(2)地方政府の役割として3 R 法令の遵守、各主体間の調整、地方に即した取組の推進、(3)民間部門の役割として拡大生産者責任(EPR)を踏まえた3 R 活動の実施、3 R 推進のための革新的技術の開発、3 R 関連設備に対する投資の増加、製品についての情報公開の促進、(4)地域社会の役割としてライフスタイルの見直し等を含む3 R 活動への参加協力、政府の意思決定への参画、(5)NGO の役割として3 R 活動の実施、普及啓発、民間・政府の取組の監視があることにつき合意した。
32. 参加者は、ある産業の廃棄物が他の産業の資源となるような産業共生(industrial symbiosis)又は副産物相乗効果(by-product synergy)の価値を強調した。種々の名称があるものの、様々な国がこうした取組を行っている。例えば循環型社会(sound material-cycle society)、ゴミゼロ社会(zero-waste society)、循環経済(circular economy)などである。この観点に関連し、アジアの開発途上国における国家廃棄物交換プログラムが紹介された。
33. 参加者は、製品の環境配慮に関する情報が関係主体間で共有されることが必要であることを認識した。政府の支援のもと、民間部門はエコラベル手法、宣言、情報普及活動および会合などを通じて、消費者の便益のために製品とサービスについての情報を提供すべきである。
34. 3 R 推進のための地方によるイニシアティブが非常に重要であることが合意された。中央・地方政府による支援が重要であり、これには財政支援のみならず適当な場合は公的なコンサルテーションも含まれる。地方におけるイニシアティブをより効果的なものとするためには、民間企業との協働も重要である。
35. 参加者は、輸出国・輸入国の間の国際協力等を通じた廃棄物管理システム、再生利用のための革新的技術及び適正な廃棄物管理についての情報共有の必要性を確認した。国際的な判断基準や規格の作成が3 R の推進に役立つことが指摘された。政府は3 R に基づく物品・サービスの市場参入の仲介者として機能する必要がある。
36. 参加者は、経験と優良事例を国境を越えて可能な限り幅広く共有すべきであることを指摘しつつ、国際

協力が民間部門にとって重要であるという事実を強調した。この観点から、多くの多国籍企業がその製品を回収・再生産・再利用する地球規模のネットワークを既に利用していることを指摘した。

37. 参加者は同様に、優良事例の共有と実施につながる市民団体による国際ネットワークの重要性を強調した。こうしたネットワーク作りの利点は、廃棄物の越境移動、提言、政策提案についての監視能力にある。

課題 : 3 Rに適した科学技術の推進

38. 参加者は、3 R 推進を通じた持続可能な生産・消費パターンを実現する上で、科学技術の役割は極めて重要であることについて合意した。また3 Rに適した技術の一層の開発が喫緊の課題であることについても合意した。3 Rに関する科学技術は、環境保全のみならず、社会の潜在的需要を引き出す新しい価値創造や産業界の効率化を促進することを認識した。
39. 参加者は、特に(1)再生産、廃棄物の最小化、再生利用、再回収及び処理のためのよりクリーンな技術、(2) 資源効率性を向上させ環境負荷を低減化するための環境配慮設計技術に関する研究と技術革新が促進されるべきことについて合意した。各国政府は生産者とのパートナーシップを構築する必要がある。環境配慮設計条項は、政府によって義務付けられた技術仕様ではなく、製品設計の成果について策定されるべきである。消費者及び再生処理業者による製品の環境配慮設計に関する情報の共有は、こうした製品の市場拡大を促進し、再生処理の効率化をさらに促進する。また3 R推進のためのナノテクノロジーおよびバイオテクノロジーなどの新技術の潜在的貢献の可能性を追求する必要がある。
40. 参加者は、製品のライフサイクルの理解が環境改善への系統的アプローチの実施に必要であることを指摘した。また OECD を始めとする関連機関による物質フロー分析に関する国際共同研究が必要である。LCA アプローチ及び物質フロー分析は、産業界による達成評価の解析に利用され、これによって製品の品質改善や3 Rの促進に関する評価活動に役立つ。
41. 地域レベルにおける3 R研究ネットワーク、クリーン技術センター、技術見本市および優良事例データベースの構築が、よりクリーンな技術の促進にとって重要であると考えられる。市場創出のために、こうした取組をさらに強化すべきである。
42. 参加者は、政府の役割として3 R推進のための研究開発分野における方向性を決定することに特に優先度を置くべきことについて合意した。補助金、税控除といった財政上のインセンティブが、研究開発支援のために非常に重要である。知的所有権に関する課題にも対策を講じるべきである。
43. 参加者は、3 Rの概念を地球規模で推進・実施するためには、先進国から開発途上国へ、生産過程改善及び再生利用・再利用・廃棄物の処理を促進するための技術移転の課題を最優先する必要があることについて合意した。この点を考慮し、3 R関連技術の国際流通を促進するに当たっての障害の低減が必要であるとの指摘があった。また3 R推進のための人材開発を行う必要がある。この観点から、南南協力のような先進国・国際機関による支援が必要である。

附属書

ブラジル

連邦政府は、他のレベルの政府、産業界、社会などとのパートナーシップを通じて、よりクリーンな生産を目指している。まもなく成立する「国家固体廃棄物政策法」には、3Rの原則を盛り込んでいる。連邦政府は、自治体による廃棄物の分別収集を奨励している。成功を収めている民間部門のイニシアティブにはアルミ缶のリサイクルがあり、回収率は95%以上である。自治体のごみ収集業者は重要な役割を果たし、その役割も増えており、非政府組織の支援を得て組織化している。

カナダ

カナダは「競争と環境面での持続可能性に関する枠組」を構築し、経済と環境の統合を目指している。この枠組は、特に3Rの課題について焦点をあてている。この政策枠組みを監督するために、首相は環境と持続可能な開発のための閣内小委員会を立ち上げた。3Rと気候変動との関連をライフサイクルの観点から強化する作業が行われている。カナダでは地方レベルで3R施策の大半が実施されている。ノバ・スコシア州ハリファクスでは、地域内で発生した有機廃棄物をコンポスト化する事業を大規模に実施している。アルバータ州では初の総合的な電子機器回収プログラムを実施しており、他の州もこれに習っている。文字通りすべてのカナダ人がリサイクル計画に係わっている。

中国

政府は地方レベルの法的枠組みと試行を通じて循環型経済の形成を目指している。循環型経済政策は第11次5ヵ年計画に組み込まれている。先端技術の導入が循環型経済の発展に寄与している。エコ産業団地や省エネビルなどが建設されつつあり、よりクリーンな生産のための認証制度が導入されている。

フランス

地方におけるイニシアティブとしては、容器包装廃棄物の選別回収、使用済みタイヤの回収システム、使用済み自動車及び電子廃棄物に関する新たな規制枠組などがある。2008年までの廃棄物発生抑止及びその安定化のための国家計画は、二つの象徴的なインセンティブを掲げて策定されている。それは「ジャンクメールなしの受信箱」シールとスーパーのレジ袋の削減である。こうした対策は、その直接的効果に加え、消費者に対し普及啓発効果も与えている。

ドイツ

ドイツにおける3R政策は閉鎖型の物質循環経済の発展を目指し、過去15年にわたり廃棄物発生量を抑制しリサイクル率を増加させてきた。一例としては飲料用容器の強制デポジット制であり、その再利用が促進されてきた。2005年以降、埋立処分は前処理を行った場合のみ許可されるようになり、これにより二酸化炭素排出量が抑制される。ドイツは2020年までに埋立処分を廃止することを目指している。

インドネシア

インドネシアは「5R政策」を推進している。再考(rethink)、発生抑制(reduce)、再利用(reuse)、再生利用(recycle)、回復(recover)である。これは2003年より開始された「よりクリーンな生産のための国家政策」の一環として導入された。よりクリーンな生産のための国立のセンターも設立された。「5R」イニシアティブはクリーンで環境に適正な都市のための国家計画、エコオフィスプログラム、早期環境教育プロ

グラム、エコラベルの促進、環境に適正なキャンパスのプログラムを含む。3 Rを進めるにあたっては、国が有害廃棄物の廃棄場とならないようにすべきである。

イタリア

廃棄物の発生抑制及び再生利用に民間企業が参加することは、適切な環境と経済活動を達成するための鍵である。民間企業は容器包装に関する共同事業体を構成し、容器素材は6種類に分けて分別回収・再生を行っている。使用済み油と鉛蓄電池についてはこの共同事業体での処理が大きな成功を収めている。埋立処分税も3 R政策を推進し、埋立処分場に送られる生分解性廃棄物の減量化を経済的に行うことが可能となっている。環境に適正な容器包装及び再生原料の利用に対し、環境賞が贈られている。政府所有企業及び政府省庁で使用する製品の30%以上が、再生原料によって作られるよう規定されている。

日本

政府は、数値目標及び更なる3 R活動に基づいてゴミゼロ社会の実現を目指すとともに、日本の3 R推進に関する経験を国際社会に広めることとしている。日本はまた、開発途上国の能力開発及び国際機関・G8やその他諸国との連携を支援している。具体例として、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク、東アジアにおける3 R研究ネットワーク、国際グリーン購入ネットワークとの共同作業、3 R優良事例集のデータベース化などがある。

マレーシア

マレーシアにおける固体廃棄物の管理に関する長期戦略は、市民に対し再生利用の習慣を繰返し教え込むことにある。計画の最終目標は固体廃棄物処理コストの減少、埋立処分量の最小化及び原材料使用量の削減にある。固体廃棄物管理法の策定により、最終的に住宅・地方自治省が再生利用プログラムを執行することとなる。マレーシアは、バゼル条約及び先進国から途上国への有害廃棄物の越境移動を全面的に禁止する改正条項の基本原則に完全にのっとり、様々な執行機関では、有害廃棄物の輸出入の管理及びモニタリングのための法令を実施・執行している。

メキシコ

3 R政策を促進する「廃棄物の統合管理基本法」が2004年に議会の承認を得た。自主計画が実施され、中でも観光産業とビール産業においてクリーンな産業政策が促進されている。3万の民間企業が有害廃棄物に関する自主調査に登録した。現在、ガラスの95%及び紙の75%が再生利用されている。埋立処分場から発生するメタンガスも低コストのエネルギー源として利用されている。

フィリピン

環境に適正な固体廃棄物管理法、有毒物質・有害廃棄物・放射性廃棄物管理法により、再生利用とコンポスト化が制度化され、有毒廃棄物及び有害廃棄物の管理・処理・廃棄の方法が規定された。自治体における能力開発と3 R教育プログラムへの拠出を通じて排出源での分別を推進し、衛生的な埋立処分を行う努力がなされている。既存の廃棄物の投棄場所の修復も進みつつある。官民のパートナーシップであるエコ監視プログラムでは、環境規制を遵守しているかを監視している。フィリピンは、拡大生産者責任(EPR)のコンセプトと残渣の廃棄物管理に重点を置いている。

韓国

1995年に廃棄物の従量制課金制度が導入された。再生利用製品回収業者によって、廃棄物の適正な分別及び収集が、コスト負担を伴わずに行われている。これにより過去10年間における国民一人当たりの廃棄物排出量は、23%減少した。拡大生産者責任(EPR)が18の製品群に対して適用されており、製品の回復及び再生利用についての義務目標を制定している。政府は建設廃棄物の再生利用及び環境保全型の製品の購入を促進する法律を成立させたところである。

ロシア

ロシアの廃棄物の90%は鉱物採取に起因するものである。希少金属含有廃棄物を含む軍事関係の廃棄物も大きな課題である。また政府は、基準を設けて天然資源及びエネルギーの利用に関する効率の改善を図っている。廃棄物管理への民間企業の関与が奨励されている。特に高性能処理施設、メタン市場及び農業廃棄物について国際協力が重要である。

シンガポール

シンガポールは国土が狭いため、埋立処分を抑制しているが、焼却処分されない廃棄物のうち10%が埋立処分されている。2001年から開始された国家再生利用プログラムによって、リサイクル物品を各家庭から回収するほか、再生利用を奨励する公教育を実施している。焼却されない廃棄物も再利用及び再生利用されている。再生利用率は48%に達しており、2012年には60%を目指している。シンガポールはこうした対策と廃棄物の最小化を通じて、「ゴミゼロ」社会の達成を目指している。

南アフリカ共和国

政府は1999年に国家廃棄物戦略を採択し、ビニール袋の使用制限、可能な場合にはアスベストの使用禁止、水銀の廃棄の禁止などの規制を設けた。政府はまた2001年に、様々な関係主体が出席する国家廃棄物サミットを開催し、貧困救済計画に廃棄物管理活動を組み入れた。政府とガラス産業及びタイヤ産業との間で拡大生産者責任(EPR)政策に関する交渉が行われている。南アフリカ共和国は、地球規模の行動と持続可能な生産消費パターンに関するヨハネスブルグ実施計画の履行を呼びかけている。

タイ

政府は国家統合廃棄物管理計画を策定した。またタイへの廃棄物の輸出を防止するための対策を講じている。多くの3Rプロジェクトが実行に移されている。これには政府のグリーン調達、現在400の企業が登録している廃棄物交換プログラム、鉛蓄電池の再生利用率を84%とすることを奨励する税制上のインセンティブなどが含まれる。製造工程のグリーン化プログラムや電機・電子廃棄物管理を通じて、3R及びエコデザインに関する技術や知識の移転が他国との協力の下に行われている。

英国

持続可能な生産消費に関する政府の戦略が、英国の3Rに関する取組の基礎となっている。発生抑制に対して更に焦点を絞ることにより、経済と環境の調和が図られる。再生利用率は上昇しており、再利用関連産業も増加している。埋立処分税からの収入が、3R活動を産業界に浸透させるために役立っている。消費者と製造者のための情報サービスである環境ダイレクト(Environment Direct)を作成中である。製品の環境配慮設計及び調達に関しては、国際協力の必要性がある。これらの課題及び3R全般については、国連マラケシュプロセスや2005年7月のG8首脳会議の準備過程に組み入れられるべきである。

米国

市場が閉鎖されたままでは廃棄物として処理されてしまう製品と原料のための市場を開放する必要がある。ある製品が経済成長と環境保護のために使用、再利用、再生利用、再製造される場合、こうしたアプローチは奨励されるべきである。米国は国内産業、非政府組織、地方政府、州政府、及び消費者とともにパートナーシップを形成することを目指している。過度な規制より、市場に信頼性を置いている。規制は、革新を許容し、支持すべきである。各国は、国際的には WTO と協働し、WTO ドーハ開発アジェンダ (DDA) の一部として、再生利用製品及び再生産された製品の貿易に対する障壁を、引き続き追求すべきである。

ベトナム

議会は最近、改正環境保護法を承認した。この法改正の目的はベトナムにおける 3 R 対策を奨励することである。政府は、持続可能な生産消費パターンの推進のためのインフラ整備に投資している。開発途上国への技術移転が必要であり、先進国はこの点で重要な役割を果たさう。3 R 政策策定に関する諸国間の協力も推進されるべきである。

欧州委員会

環境関連物品及びサービスに関連する産業は、EU における最も成長率の高い部門の一つである。再生利用率及び資源効率は欧州において確実に上昇してきた一方で、埋立処分や天然資源の環境への悪影響は減少傾向にある。これは、資源・材料のライフサイクル全体に着目することにより達成される。更なる対応策としては、革新的技術、環境配慮設計の改善、再生利用及び消費政策の強化などがある。EU は、UNEP と連携しつつ、開発途上国への助言を行う科学者パネルなどから成る、資源の持続可能な利用に関する国際イニシアティブの開始を準備している。

アラブ連盟

よりクリーンな生産のための国立のセンターの設立を通じて、よりクリーンな生産を行うことが奨励されている。固体廃棄物の管理は、ほぼ全てのアラブ諸国における大きな問題となっているが、成功事例についての情報共有は重要である。農業廃棄物は生産性向上のために利用される場合もあるが、未処理のままの場合にしばしば環境問題を引き起こす。アラブ諸国は有害廃棄物の管理に十分留意しているにもかかわらず、有害化学物質がたびたび海岸に投棄されている。この問題は 2004 年 12 月 26 日に発生した津波によって悪化した。この地域におけるもう一つの問題は、戦争や紛争によって生じる廃棄物の処理である。これには地雷や不発弾などが含まれる。

経済協力開発機構 (OECD)

多くの OECD 諸国は、廃棄物の再利用及び再生利用に取り組んでおり、これには有害廃棄物の越境移動に対する管理プロセスなども含まれる。原料の高騰は効率的な利用と代替原料の使用促進、再生利用率の向上を促進する。OECD 諸国は、例えば税や補助金、物質フローに関する知識基盤の改善を通じ、廃棄物管理部門の一層の効率化を提案している。廃棄物管理部門を一層効率化するためには、経済分析手法を改良し、廃棄物関連市場拡大のための適切な「枠組み条件」を構築することが必要である。費用効率の高い廃棄物関連サービスの提供も成功への鍵である。OECD は、数年後に 3 R イニシアティブに関するセミナーまたは会議を主催することを提案する。3 R の推進は、ブラジル・サンパウロでの実施例にもあるとおり、雇用の機会をも拡大する可能性がある。

バーゼル条約事務局

バーゼル条約における中心的な政策手段は、環境上適正な管理（ESM）である。3 Rは ESM の一部であり、バーゼル条約の実施に向け、世界規模で実施されるべきものである。バーゼル条約のパートナーシッププログラムにおいて、電子廃棄物の ESM は最優先事項であり、最初の段階では、使用済み携帯電話及びパーソナルコンピューターに焦点を当てている。バーゼル条約事務局は 2002 年 12 月に世界最大の携帯電話会社と共同で携帯電話パートナーシップを開始した。これにより、パーソナルコンピューター機器に関する世界規模のパートナーシップに関する取組が始まった。事務局はまた、電子廃棄物に関する地域プロジェクトを進めている。バーゼル条約は 14 カ所のバーゼル条約地域センター（BCRC）を通じて地域における取組を推進している。有害廃棄物及びその他の廃棄物の発生を経済成長から切り離すことは非常に重要な課題である。

国連環境計画（UNEP）

UNEP は国連ミレニアム目標及び持続可能な開発に関するヨハネスブルグ首脳会議（WSSD）で示された「持続可能な生産消費のための 10 年計画」達成のための手段として、3 R を最優先事項としている。最近採択され拡大されたプロジェクト達成を組み込んだマנדートの中で、UNEP は、異なる利害関係者が異なる行動を行い、共通の目標を達成するための利害関係者間の仕組みの構築を目指している。これは、中央政府、地方政府、民間企業、市民社会が協働して、持続可能な開発を目指すものである。